個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	児童福祉法第56条負担金決定ファ	マイル
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	
個人情報ファイルの利用目的	児童入所施設負担金決定事務を遂行するため	
記録項目	1. 枝番号 2. 施設 3. 児童氏名 4. 措置日 5. 保護者氏名 6. 階層 7. 決定額 8. 住所地 9. 備考 10. 送付時注意 11. 確認方法	
記録範囲	措置児童及び措置児童の保護者	
記録情報の収集方法	措置児童の保護者及び市町村からの交付資料	
要配慮個人情報	□含まれる。 ■含まれない。	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課情報公和歌山県子ども・女性・障害者相談セン (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山市毛見	ター総務企画課
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	TA A 笠 01 夕 笠 7 T石 フェ ナンソ	560条第2項第2号 ニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
備考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報 ファイルをPDFとして保存しており加工することが困難なため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	診療台帳	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者	音相談センター
個人情報ファイルの利用目的	子どもメンタルクリニック運営	言のため
記録項目	1. 通番号 2. 読み仮名 3. 受診者氏名 4. 性別 5. 生年月日 6. 相談者氏名 7. 続柄 8. 郵便番号 9. 住所 10. 居住地域 11. 電話番号 12. 初診年月日 13. 受診歴 14. 紹介元 15. 児相ケース番号 16. 特記事項	
記録範囲	受診者及びその関係者	
記録情報の収集方法	受診者及びその関係者	
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課情 和歌山県子ども・女性・障害者相談 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山市	センター総務企画課
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名 加工情報の本人 の数		
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
備 考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報 ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要する ものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内 で加工ができないため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	和歌山県児童相談所システムデータベース	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	
個人情報ファイルの利用目的	児童相談所におけるケース管理のため	
記録項目	1. 児童情報 ID 個人番号 世帯番号 氏名 性別 続柄 生年月日 所属名学年 担任氏名 住所 生活状況 家族歴 生育歴 健診状況 心理検査結果 療育手帳情報 電話番号 入所施設名 保険証情報 担当者名 データ登録日 データ更新日 2. 保護者情報 ID 個人番号 世帯番号 氏名 性別 続柄 生年月日 国籍情報 住所 職業 DV有無 被虐待歴 身体障害者手帳情報 精神障害者手帳情報 精神疾患情報 発達障害有無 電話番号メールアドレス 担当者名 データ登録日 データ更新日 3. ケース (相談)情報 ID 受付日時 ケース番号 主担当機関名 担当者名 要対協登録有無 連絡経路 健診有無 相談種別 いじめ有無 児童買春有無 養護相談理由 移管元 移管先 虐待者 虐待の種類相談聴取者名 相談者名 相談者関係 相談者住所 相談者電話番号 安全確認方法 対応方針 相談内容 子どもの状況 データ登録日 データ更新日 終結日 4. その他 きょうだい情報 (氏名、生年月日、住所、所属、学年、特記事項) 経過記録情報 (マイナンバー以外のあらゆる情報) 里親登録情報 (氏名、住所) 施設登録情報 (機関名、住所、定員、種別) 機関登録情報 (機関名、住所、種別)	
記録範囲	相談を受理した児童とその保護者、家族、関係人	
記録情報の収集方法	相談者、対象児童、その保護者、家族、関係人(市町村ほか関係機関 含む)	

要配慮個人情報		■含まれる。 □台	含まれない。
記録情報の経常的提供先		一部の統計項目について、	厚生労働省児童家庭局
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地		(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開コーナー / 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター総務企画課 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山市毛見 1437-218	
訂正及び利用停止 令の規定による特			
個人情報ファイルの種別		■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無	_ □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■詞	亥当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名 加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数		
	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
備考		しない理由について、本ファイ イルであって、当該システムか るものであり、職員が行うこと	案を募集する個人情報ファイルに該当 ルは、システム上にある個人情報ファ ら情報を抽出するには専門技術を要す ができないものであることから、行政 ない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	更生医療・補装具索引・受付簿	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	
個人情報ファイルの利用目的	更生医療・補装具判定業務	
記録項目	1. 受理通番号 2. 受理年月日 3. 申請者氏名 4. 性別 5. 障害名 6. 障害種別 7. 障害程度 8. 手帳番号 9. 福祉事務所 10. 新規・再診別 11. 処理結果 12. 原因疾患 13. 相談内容 14. 判定内容 15. 相談日 16. 判定書送付年月日 17. 適合判定日 18. 来所・巡回別 19担当職員氏名 20. 実施市町村名 21. 支給種目	
記録範囲	更生医療・補装具支給申請者	
記録情報の収集方法	申請人及び市町村からの申請書	
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開コーナー / 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター総務企画課 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山市毛見 1437-218	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル	□該当する。 ■該当しない。	

行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機 報に関する提案を 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
備考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファイルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要するものであり、職員が行うことができないものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	障害者手帳交付等管理システム(身体障害者情報ファイル)	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳交付事務を遂行のため	
記録項目	(身体障害者手帳) 1. 発行者、2. 手帳番号、3. 管轄自治体、4. 個人番号5. 本人(氏名、フリガナ、住所、本籍地、生年月日、性別)、6. 身体障害者手帳等級および障害内容・障害名、7. 初回交付年月日、8. 最終交付年月日、9. 保護者(氏名、続柄、生年月日、住所)	
記録範囲	手帳交付申請者	
記録情報の収集方法	申請者→市町村→県	
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事、市町村長、厚生労働省(職業安定局)、独立行政法人 日本学生支援機構、申請者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開コーナー / 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター総務企画課 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山市毛見 1437-218	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無	

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
備 考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファ イルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要す るものであり、職員が行うことができないものであることから、行政 の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	障害者手帳交付等管理システ ル)	ム(知的障害者情報ファイ
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害	手者相談センター
個人情報ファイルの利用目的	療育手帳交付事務を遂行のた	Z ₿
記録項目	人番号、5.本人(氏名、フリガラ生年月日、個人番号)、6.初回ろ	. 手帳番号、3. 管轄自治体、4. 個 ナ、住所、郵便番号、電話番号、性別、 交付年月日 7. 最終交付年月日、8. 続柄、住所、郵便番号、生年月日、電
記録範囲	手帳交付申請者	
記録情報の収集方法	申請者→市町村→県	
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事、市町村長、申請者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務課 和歌山県子ども・女性・障害者相 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌山	談センター総務企画課
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
備 考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファ イルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要す るものであり、職員が行うことができないものであることから、行政 の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿				
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日			
個人情報ファイルの名称	相談者名簿台帳			
行政機関等の名称	和歌山県知事			
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター			
個人情報ファイルの利用目的	女性相談所におけるケース管理のため			
記録項目	1. 受理番号 2. 受理年月日 3. 相談者氏名 4. 生年月日 5. 住所 6. 主訴 7. 経路 8. 家族氏名 9. 続柄 10. 生年月日 11. 職業			
記録範囲	相談者及び家族			
記録情報の収集方法	本人及び関係機関			
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。			
記録情報の経常的提供先				
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務語和歌山県子ども・女性・障害者を (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌	目談センター総務企画課		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等				
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名 加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ る期間		
		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報
備考		ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要する
		ものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿				
作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日			
個人情報ファイルの名称	高次脳機能障害相談受理簿			
行政機関等の名称	和歌山県知事			
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター			
個人情報ファイルの利用目的	高次脳機能障害相談支援業務			
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 住所、4. 手帳種別及び番号、5. 家族 状況、6. 生活歴、7. 病歴 (現病歴含む)、8. 経済状況、9. 連絡 先 (電話番号)、10. 検査結果			
記録範囲	高次脳機機能障害相談者			
記録情報の収集方法	相談者(当事者または家族)、支援者、関係機関			
要配慮個人情報	■含まれる。 □含まれない。			
記録情報の経常的提供先				
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 和歌山県総務部総務管理局総務語 和歌山県子ども・女性・障害者材 (所在地) 和歌山市小松原通 1-1 / 和歌	目談センター総務企画課		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等				
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		

行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル		□該当する。 ■該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名 加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		・行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当 しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファ イルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要す るものであり、職員が行うことができないものであることから、行政 の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。